

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年6月22日(月)

NO. 1690号

本号3頁

## 衆議院憲法審査会 18日、国民投票法の改正案採決。 共産党畑野氏 1人、反対討論を行い、採決で起立せず!!

衆議院憲法審査会は18日、憲法の改正手続きを定めた国民投票法の改正案について、採決されました。

自民党、日本維新の会、国民民主党、参政党の4党が共同で提出した国民投票法の改正案は、2019年及び22年の公職選挙法改正と、言わば「横並び」の改正をするもので、次の3項目です。

- 1 開票立会人の選任に係る規定の整備
- 2 投票立会人の選任要件の緩和
- 3 国民投票広報協議会による広報放送へのFM放送の追加

18日の審査会では、冒頭、古屋議長が「前回に各党から意見が表明されたので、討論を行います」と、共産党の畑野君枝氏を指名しました。

畑野氏は、はじめに。国民の多数は改憲を求めておらず、国民投票法を整備する必要はありませんと述べました。そして、国民投票法には国民の民意を正確にくむという点で重大な欠陥があります。今回一部改正されても、現行法には重大で根本的な問題が残されたままです。最低投票率の規定がなく、有権者の1割の賛成でも改憲案が通る仕組みであること、公務員や教員による国民投票運動への不当な制限されていること、資金力の多寡によって広告量が左右される問題などです。

根本問題を放置したまま、投票法を形だけ整えて、いつでも動かせるようにしておき、改憲議論を進めようというもので認められません。議員や首長を選ぶ選挙と、改憲の賛否を問う国民投票は全く別物であり、さらに、国民の選挙運動を幅広く制限している現行の公選法にならうということ自体が問われるべきです。

と、どうどうと反対意見を述べました。

発現は畑野氏のみ。畑野氏の反対意見表明後、ただちに採決。結果、驚いたことに、賛成と立ち上がったのは、畑野氏以外の他の全議員。賛成多数で採決されました。

その後、中道の国重野党筆幹事より、付帯決議が提案されました。以下の決議案です。

国は、速やかに、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- I. 投票人の投票に係る環境を整備するため必要な事項
- II. 国民投票の公平および公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項
  1. 国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限
  2. 国民投票運動等の資金に係る規制
  3. 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

提案後、採決となり、畑野氏以外の全議員が「賛成」規律で、付帯決議は採択されました。提案した中道は、この付帯決議に掲げられている措置を講じなければならぬと、新たな「足かせ」をはかせたのではないのでしょうか。

◆2026年6月19日、東京の国会正門前に26,000名の市民が集い「戦争は始まる前に止めるもの 619国会正門前大行動」が実施された。この行動には約26,000名の市民が集い、高市政権の退陣、憲法改正の阻止、および軍事拡大の停止を訴えました。



6月18日 衆院憲法審査会

## **憲法9条めぐり自民と維新がまったく違う意見 中道「違憲論の解消だけを目的とした(9条)改憲は不要」と主張**

その採決後、憲法9条に関する討議が行われました。自民党と日本維新の会がまったく違う考え方を示しました。

討議ではまず自民党の新藤義孝議員が、自民党の9条改正案を説明。「平和主義の原理を尊重する姿勢の表れ」として今の9条1項、2項をそのまま残し、新たに「9条の2」として自衛隊を明記するとしています。

これに対し日本維新の会の阿部圭史議員は、9条2項を削除し、集団的自衛権行使の全面容認を主張しました。

9条1項は「戦争放棄」、9条2項は「戦力を保持しない」「交戦権を認めない」とする条文。

維新の阿部議員は「我が国は中朝露という3つの正面から核の脅威にさらされている。わが国1カ国だけでは守れず日米同盟だけでも不十分。豪州、フィリピン、英国等との関係を同盟レベルにまで引き上げる必要がある」と主張。さらに日米同盟について「わが国の基地提供義務および米国の日本防衛義務というモノと人との協力であり、この非対称的双務性を疑問視する傾向が米国内で強まっている」として、「全面的集団的自衛権のみが選択肢であることは自明だ」と主張しました。

自民の新藤議員は、この9条2項の削除による集団自衛権行使の全面容認について、「他国を占領したり占領行政を敷いたり自国の安全と関係のない場面での武力行使まで容認するという議論にそのまま結びつくことのないよう、そうした面も含め丁寧かつ国民的な議論を行う必要がある」との見解を示しました。

この両党の主張に対し、国民民主の玉木議員が「今、新藤氏と阿部氏の話聞いていて、与党と野党のやり取りかと思いましたが」と述べると、笑いが起きた。続けて「できるだけ建設的に進めるために与党間である程度、9条に関しては意見をまとめていただいた上で憲法審査会をやったほうが前向きに進んでいく」と指摘。さらに高市早苗総理が来春の自民党大会までに憲法改正発議のめどを立てると述べたことに言及し、「与党の間でさえ議論の分かれる話を今から始めてもなかなか間に合わないのではないかと」として、憲法9条改正よりも大規模災害時における国会議員の任期延長などに議論を絞るべきとした。また、憲法9条については、2項で禁止されている戦力に、明確に自衛隊の個別的自衛権を位置づけるべきと主張しました。

中道の国重徹議員は「違憲論の解消だけを目的とした(9条)改憲は不要だ」と主張。共産党の畑野君枝議員も「国民が求めている改憲のための議論ではなく、9条の精神を現実の政治や外交に生かすための議論こそ必要だ」と主張しました。

参政党の和田政宗議員は「現行憲法に自衛隊を明記するだけでは不十分」とし、憲法を一から創ることを主張。チームみらいの古川あおい議員は「専守防衛の原則や非核三原則といった基本方針は堅持」としたうえで「国民の命と暮らしを守るための議論がかえって国民の間に深い溝を生んでしまっては本末転倒だ。9条を巡る議論はことさら慎重に丁寧に進めるべき」と主張しました。

## **国民大運動実等国会前定例行動 反戦運動を続けていこう**

今国会が残り1カ月となるなか、国民大運動実行委員会、安保破棄中央実行委員会、中央社会保障推進協議会が呼びかけた定例国会行動が17日、衆院第2議員会館前で行われました。参加した160人は、「武器輸出の全面解禁は撤回を」「憲法9条を守れ」とコールしました。

主催者あいさつした全勝連の岩瀬晃司副会長は、米国とイランの停戦合意に触れ「停戦が続くか不透明だ。反戦運動を続けていこう」と強調。「軍拡のための増税ではなく消費税一律減税の実現を」と訴えました。

憲法会議の高橋信一事務局長は、衆院議員の任期延長を可能とする改憲について「1941年2月に衆院議員の任期が延長され、その年の12月に真珠湾攻撃、そして、緊急政令を乱発して戦争の泥沼へと突き進んでいった。9条署名は戦争国家への動きを止める力になる」と訴えました。

農民連の満川暁代事務局次長は、食糧法改定案について「国民一人一人の食の安定が危ぶまれる問題として改定を阻止したい」と話しました。

共産党の仁比聡平参院議員が参加し国会情勢を報告しました。参加者は介護保険料の改善など、3種類の請願遺書 6808 人分を手渡しました。

## **高市総理「深刻な懸念」表明に中国が反発**

中国によるレアアースの輸出規制などをめぐり、高市総理大臣が G7 サミットで「深刻な懸念」を表明したことを受け、中国外務省は、「日本の再軍備のたくらみを防ぐためだ」などと反発し、対応を正当化しました。

中国外務省・林劍副報道局長は「中国は法に基づき、すべての軍民両用品の管理を行っている。日本の軍事利用者の軍事用途への輸出を認めないのは、日本の再軍備や核保有のたくらみを防ぐためである」と、また、中国外務省の報道官は 18 日の会見で、高市総理の G7 サミットでの発言について「非常に目立つものであり、日本が仲間集めをし、対立をあおろうとしている」と主張しました。

そのうえで、日本に対するレアアースの輸出規制などの措置を改めて正当化しています。

また、G7 の声明で、重要鉱物の輸出規制に対する懸念が盛り込まれたことをめぐっては、「中国の輸出管理制度は、国際的な慣行に沿ったものだ」などと反論しました。

## **米国とイラン覚書、14 項目の全文「レバノン含む、全戦線で戦闘終結」**

米国とイランは 6 月 17 日、誠意をもって以下の項目に合意した。

【第 1 項】米国とイラン、そして現在の戦争におけるその同盟国は、この覚書に署名することにより、レバノンを含むすべての戦線における軍事行動の即時かつ恒久的な終結を宣言する。今後は互いにかなる戦争または軍事行動も開始せず、武力の威嚇または行使を控え、レバノンの主権および領土保全を保証することを約束する。最終的な合意は、レバノンおよびこの項の他の規定を含む全ての戦線における戦争の恒久的な終結を確認する。

【第 2 項】米国とイランは互いの主権および領土保全を尊重し、互いの内政への干渉を控えることを約束する。

【第 3 項】米国とイランは 60 日以内に交渉を進めて最終合意を達成することに全力を尽くす。双方の合意で延長可能とする。

【第 4 項】この覚書の署名後、米国は直ちに海上封鎖やイランに対するあらゆる妨害、支障の解除を開始し、30 日以内に海上封鎖を完全に終了させる。この期間中に、船舶の航行は戦闘開始前の数に比例する状態にイランが回復させる。米国はさらに最終合意から 30 日以内にイラン周辺の米軍を撤収させることを約束する。

【第 5 項】覚書署名後、イランはペルシャ湾とオマーン湾の間（ホルムズ海峡）に限り、60 日間は無料で商船の安全な航行に最善の努力を尽くす。商船の航行は直ちに開始し、技術的および軍事的障害の除去や、イランによる機雷の除去の必要性を考慮し、30 日以内に（戦前の水準に）回復させる。イランは適用される国際法およびホルムズ海峡沿岸国の主権的権利に沿って、他のペルシャ湾岸諸国と協議しつつ、同海峡における将来の管理や海上サービスを定めるためにオマーンとの対話を実施する。

【第 6 項】米国は地域のパートナーと協力し、イランの復興および経済開発に向けて少なくとも 3000 億ドル規模の確実で相互に合意された計画を策定することに取り組む。計画の実施の仕組みは、60 日以内に最終合意の一部として確定する。関連する金融取引に必要なあらゆるライセンスや適用除外措置、許可は米国が付与する。

【第 7 項】米国は最終合意の一部として合意される日程に従い、国連安全保障理事会決議、国際原子力機関（IAEA）理事会決議、および米国による一次・二次制裁を含むあらゆる種類の対イラン制裁を解除することを約束する。イランと米国は上述の制裁解除問題が極めて重要であることを認識し、この問題について相互の合意を達成するため、交渉において直ちに取り組む意向を表明する。

【第 8 項】イランは核兵器を調達または開発しないことを再確認する。米国とイランは第 7 項に記載された日程に従い、相互に合意する仕組みに基づいて、備蓄された濃縮物質の処分について解決することで合意した。IAEA の監視下で現地で希釈することを最低限の手順とする。双方はまた、最終合意で定める枠組みに基づき、濃縮問題やイランの原子力上のニーズに関するその他の相互に合

意した事項について協議することに合意した。最終合意は本項の規定を確認するものとなる。米国とイランは上記の核問題が極めて重要であることを認識し、それらに関する相互の合意に達するために、交渉で直ちにこれらの問題に取り組む意向を表明する。

【第9項】最終合意に至るまでの間、米国とイランは現状を維持することで合意する。イランは核計画の現状を維持し、米国は新たな制裁を科さず、また地域への米軍の追加派遣もしない。

【第10項】米国はこの覚書の署名直後から制裁が解除されるまで、イラン産原油、石油製品およびその派生品の輸出、銀行取引、保険、輸送等を含む全ての関連サービスについて、米財務省が適用除外措置を発出することを確約する。

【第11項】米国はこの覚書の履行に伴い、イランの凍結または制限されている資金や資産を完全に利用可能な状態にすることを約束する。米国とイランは交渉の過程で、これらの資金の凍結解除に関する手続きについて相互に合意する。当該資金は元の口座で維持されるか振り替えられるかに関わらず、イラン中央銀行が指定する最終的な受取人への支払いに完全に利用可能な状態にするものとする。米国はこれに必要なすべてのライセンスや認可を発行することを約束する。

【第12項】米国とイランはこの覚書の円滑な履行および将来の最終合意の順守状況を監視するための実施メカニズムを構築することに合意する。

【第13項】この覚書への署名後、かつこの覚書の第1、4、5、10、11項の実施が開始され、かつ継続的に実施されることを条件として、米国とイランはその他の項に限った最終的な合意に向けた交渉を開始する。

【第14項】最終合意は国連安保理の法的拘束力のある決議で承認する。

## **米国とイランの交渉延期――**

### **イスラエルによるヒズボラ攻撃が和平合意を脅かす**

トランプとイランのベゼシュキアン大統領が17日に覚書に署名したことを受け、バンス副大統領は、19日にスイスでイランとの最終合意に向けた交渉を開始する予定でした。ところが、レバノンで活動する親イラン武装組織のヒズボラに対するイスラエルの攻撃が継続していることを理由に、イランが協議から離脱したとのことです。イスラエルによる空爆で19日午前0時以降、レバノンで少なくとも47人が死亡。一方、イスラエル側はレバノン南部で自国の兵士4人が死亡したと発表しています。

合意への署名からわずか48時間で早くもその脆弱さが露呈した形です。イランと米国は理由を説明することなく第1回協議を急遽延期しました。ただし、米国政府はこの延期の理由を「実務上の段取り」によるものと示唆しています。

米国とイランの間の合意では、レバノンを含むすべての戦線において、両国およびその同盟勢力の間での軍事行為を停止することが義務付けられていました。しかし、イスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相は、自国はこの合意に関与しておらず、その条項に従う義務はないとしています。

### **イスラエルとヒズボラは19日、停戦で合意**

### **延期された米国との最終合意に向けた協議、数日以内に始まる見通し**

イスラエルとヒズボラは19日、停戦で合意しました。米当局者が明らかにしました。イランが米国との最終合意に向けた協議の条件として、米イランの覚書が定める全ての戦線での軍事行動の終結を求め、レバノンでの戦闘は協議の阻害要因となっていました。協議の進展につながる可能性があります。

イスラエルのイエヒエル・ライター駐米大使は、停戦について、X（旧ツイッター）で「ヒズボラが合意を順守し、敵対行為を停止すれば、我々は穏やかに対応する」と主張しました。ロイター通信によると、ヒズボラの関係者も停戦を認めました。米國務省によると、イスラエルとレバノン両政府は23日から25日にワシントンで協議を予定しています。

米当局者によると、停戦はレバノン時間の19日午後4時頃に発効。イスラエル軍は停戦発効後、レバノン南部に12回攻撃を加えました。一方、イラン外務省報道官は停戦発効後、スイスで延期された米国との最終合意に向けた協議について、仲介人と話し合い、数日以内に始まるとの見通しを示しました。協議開始は覚書の内容が「実施されるかどうかにかかっている」と指摘しました。